

香川県条例第5号

香川県使用料、手数料条例及び建築基準法施行条例の一部を改正する条例

(香川県使用料、手数料条例の一部改正)

第1条 香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(種別及び金額) 第2条 略				(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略			
別表第1(第2条関係) 第1表 略 第2表 手数料の部				別表第1(第2条関係) 第1表 略 第2表 手数料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1～511 略				1～511 略			
512 略				512 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この項から570の項までにおいて「法」という。)第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の建築確認申請手数料及び同項後段の計画変更建築確認申請手数料並びに法第18条第2項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の計画通知手数料及び計画変更計画通知手数料	略		
512の2～514 略				512の2～514 略			
515 法第7条の6第1項第1号及び第2号並びに法第18条第24項第1号及び第2号(法第87条	略			515 法第7条の6第1項第1号及び第2号並びに法第18条第24項第1号及び第2号(法第87条		1件	12万円

の4又は第88条第1項若しくは第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の仮使用認定申請手数料			
515の2～520 略			
521 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書(法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の用途地域等における建築等許可申請手数料(521の2の項又は521の3の項に該当するものを除く。)	略		
521の2 法第48条第16項第1号(法第88条第2項において準用する場合を含む。)の特例許可申請手数料		1件	11万円
521の3 法第48条第16項第2号(法第88条第2項において準用する場合を含む。)の特例許可申請手数料		1件	15万円
522 法第51条ただし書(法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の特殊建築物等建築許可申請手数料	略		
523 略			

の2又は第88条第1項若しくは第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の仮使用認定申請手数料			
515の2～520 略			
521 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書(法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の用途地域等における建築等許可申請手数料		1件	18万円
522 法第51条ただし書(法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の特殊建築物等建築許可申請手数料	略		
523 略			

524 法第53条第4項又は第6項第3号の建蔽率に関する許可申請手数料	略		
524の2 法第53条第5項の建蔽率に関する許可申請手数料		1件	16万円
525 法第53条の2第1項第3号又は第4号の敷地面積の最低限度に関する許可申請手数料	略		
526～536 略			
537 法第67条第3項第2号の特定防災街区整備地区の敷地面積の最低限度に関する許可申請手数料	略		
538 法第67条第5項第2号の特定防災街区整備地区の壁面の位置の制限に関する許可申請手数料			
539 法第67条第9項第2号の特定防災街区整備地区の間口率及び高さの最低限度に関する許可申請手数料			
540～560 略			
561 法第86条の8第3項(法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)の全体計画の変更認定申請手数料	略		
561の2 法第87条の2第1項の全体計画の認定申請手数料		1件	27,000円
561の3 法第87条の3第5項の興行場等使用許可申請手数料		1件	12万円
561の4 法第87条の3第6項の特別興行場等使用許可申請手数料		1件	16万円
562 法第87条の4において準用	略		

524 法第53条第4項又は第5項第3号の建ぺい率に関する許可申請手数料		1件	33,000円
525 法第53条の2第1項第3号又は第4号の敷地面積の最低限度に関する許可申請手数料	略		
526～536 略			
537 法第67条の3第3項第2号の特定防災街区整備地区の敷地面積の最低限度に関する許可申請手数料		1件	16万円
538 法第67条の3第5項第2号の特定防災街区整備地区の壁面の位置の制限に関する許可申請手数料		1件	16万円
539 法第67条の3第9項第2号の特定防災街区整備地区の間口率及び高さの最低限度に関する許可申請手数料		1件	16万円
540～560 略			
561 法第86条の8第3項の全体計画の変更認定申請手数料		1件	27,000円
562 法第87条の2において準用		1件	12,000円

する法第6条第1項の建築設備の確認申請手数料及び法第18条第2項の建築設備の計画通知手数料				する法第6条第1項の建築設備の確認申請手数料及び法第18条第2項の建築設備の計画通知手数料			
563 法第87条の4において準用する法第6条第1項の建築設備の計画変更確認申請手数料及び法第18条第2項の建築設備の計画変更計画通知手数料				563 法第87条の2において準用する法第6条第1項の建築設備の計画変更確認申請手数料及び法第18条第2項の建築設備の計画変更計画通知手数料		1件	6,000円
564 法第87条の4において準用する法第7条第1項の建築設備の完了検査申請手数料及び法第18条第16項の完了通知手数料				564 法第87条の2において準用する法第7条第1項の建築設備の完了検査申請手数料及び法第18条第16項の完了通知手数料		1件	17,000円
565～598 略				565～598 略			
備考 略				備考 略			

(建築基準法施行条例の一部改正)

第2条 建築基準法施行条例(昭和30年香川県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(客席の部分とその他の部分との区画)</p> <p>第19条 興行場等の客席の部分(舞台を含む。)とその他の部分とは、1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床、準耐火構造の壁又は令第112条第13項に規定する防火設備で区画しなければならない。</p> <p>(主階が避難階以外の階にある建築物)</p> <p>第22条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 興行場等の用途に供する部分と他の用途に供する部分とを1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は令第112条第13項第</p>	<p>(客席の部分とその他の部分との区画)</p> <p>第19条 興行場等の客席の部分(舞台を含む。)とその他の部分とは、1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床、準耐火構造の壁又は令第112条第14項に規定する防火設備で区画しなければならない。</p> <p>(主階が避難階以外の階にある建築物)</p> <p>第22条 興行場等の用途に供する部分の主階が避難階以外の階にある建築物は、この節の前各条に定めるもののほか、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 興行場等の用途に供する部分と他の用途に供する部分とを1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は令第112条第14項第</p>

2号に規定する構造である特定防火設備で区画すること。
(3)～(6) 略

2号に規定する構造である特定防火設備で区画すること。
(3)～(6) 略

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。